

養老町子育て世帯生活応援ギフトカード支給事業に関するお知らせ

食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減のため、子育て世帯生活応援ギフトカードを支給します。

- 1. 支給額** 対象児童一人につき、5,000円分のギフトカード
- 2. 対象児童** 下記の①～③のうちいずれかを満たすもの
①平成22年4月2日から令和7年10月1日までに出生し、令和7年10月1日時点で養老町に住所を有する児童
②令和7年10月2日から令和8年4月1日までに出生し、出生の時点で養老町に住所を有する児童
③平成22年4月2日から令和8年3月31日までに出生し、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に養老町に転入した児童
- 3. 支給対象者** 対象児童を監護する父または母(父または母への支給が困難な場合は対象児童と生計を同じくする人)
- 4. 配布方法** 支給対象者あてに簡易書留で郵送します
- 5. 配布時期** 12月以降随時
- 6. 申請** 原則、申請は不要です。

問 子ども課 ☎32-5078

結婚後の新生活費用の一部を助成します

新婚世帯が町内で新たに生活を始めるための費用の一部を国や県の交付金を活用し、助成します。

養老町結婚新生活支援事業費補助金

- 【対象世帯】** 令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に婚姻の届け出が受理された夫婦(ともに39歳以下であること)で、夫婦の令和6年分の所得を合算した金額が500万円未満の世帯
- 【対象経費】** 婚姻に伴い、町内で新たに住居を取得(賃借)する費用、引越費用や取得する住宅のリフォーム費用など
- 【助成額】** 婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円
39歳以下の世帯 上限30万円
- 【申請期間】** 令和8年3月6日(金)まで
- 【申請先】** 申請書および必要書類を子ども課までご提出ください。
(様式は町ホームページからダウンロードできます)



結婚新生活支援事業
(町ホームページ)

※対象世帯、対象経費など詳細については、町ホームページにてご確認ください。

問申 子ども課 ☎32-5078

マリサポ相談室を開催します！

これから婚活をはじめようと思っている人や現在婚活でお困りごとがある人の悩みや相談を、養老町婚活サポーターがお聞きします。どんな話でも結構ですので、お気軽にご参加ください。

また、おみサポ・ぎふ会員は、県が運営する「ぎふ広域結婚支援相談ネットワーク(おみサポ・ぎふ)」の閲覧が可能です。(閲覧を希望する場合は、写真付き身分証明書の提示が必要です)

希望者には、その場で養老町婚活サポーター制度や、おみサポ・ぎふの登録受付も行います。(印鑑およびプロフィール写真の持参が必要です。 ※おみサポ・ぎふの即日の利用はできません)

日時 11月16日(日) 9時～12時(事前申込制・先着順) ※1人あたり1時間程度

場所 町中央公民館 2階第4会議室

参加費 無料

対象者 婚活をしようとしている人・している人(本人以外も可)

申込方法などの詳細は、コンサポようろう マリサポ相談室
(<https://konsapo-yoro.com/marisapo/>(右記QRコード))をご参照ください。

次回の相談室開催日は、12月21日(日)を予定しています。

【運営委託】 養老町婚活サポーターの会



マリサポ相談室申込フォーム
(町婚活サイト コンサポようろう)

問 子ども課 ☎32-5078